

平成30年度

地域づくり活動NPO事業助成

応募期間

平成30年4月16日（月）～5月31日（木） ※必着

助成対象事業

NPO法人等が地縁団体等と連携し、その機動力、専門性などを活かした地域づくり等の取り組みに助成します。

事業内容により、①連携を重視する事業、②先導的・先駆的な取組を重視する事業、それぞれ1件ずつ（計2件まで）申請可能です。

※①については、互いの強みを生かして、交流・ネットワーク促進などにつながる取り組みを支援します。中間支援機能が十分でない地域（西播磨、但馬、丹波、淡路等）を優先します。

②については、地域における社会的課題解決を図り、地域の安全・安心を高め、再生・創生に繋げ、また社会的弱者の支援を目指す取組などを、連携して取り組むNPO等の先導的・先駆的な取り組みを支援します。

例：①父親、祖父母、地域の人々を巻きこんだ子育て支援活動など

②高齢者等が自立した日常生活を営むことを支援する健康づくり、介護予防に関する活動など

③生活困窮者支援、高齢者の見守り、就労支援など

④古民家再生活動（交流拠点としての活用）など

⑤地域の資源を活用した雇用の創出など

※ NPO同士が連携した場合、同一事業への複数団体からの申請は認めません。

助成金額

上限 **50万円** （助成予定額 2,100万円）

①及び②はそれぞれ1件ずつ申請可能とします。

※複数年にわたって事業を実施することも可能ですが、年度ごとに改めて審査を行ったうえで、助成の可否を決定します。

助成対象団体

主たる事務所が兵庫県内にある「NPO法人」または「NPO法人に準ずる団体」で、当該事業について責任をもって遂行できる能力を有し、次の要件をすべて満たすもの。

NPO法人	① 毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書・貸借対照表・役員名簿などの書類を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出していること。 ② 組合等登記令に基づく、設立の登記及び必要な変更の登記をしていること。
NPO法人に準ずる団体	① 定款または会則等を制定していること。 ② 今年度の事業計画書及び収支予算書と前年度の事業報告書及び収支決算書を作成していること。 ③ 役員名簿及び構成員名簿を作成していること。 ④ 団体の構成員数が10人以上であること。 ⑤ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、政治・宗教・営利的な活動を目的としていないこと。

申請から助成までの流れ (予定)

申請書の提出 (4・5月) → 書類審査 → (現地調査) → 第1次選考委員会 (6月中)
→ 第2次選考委員会 (7月中旬頃。プレゼンテーション及びヒアリング審査あり)
→ 結果通知 (7月中) → 実績報告書・請求書の提出 → 助成金の交付

- ※1 助成の可否及び助成額は選考委員会の審査を経て決定します。
- ※2 交付決定額が申請額を下回ることがあります。
- ※3 必要性が認められる場合は、助成額の2分の1を上限として概算払いが受けられます。

助成対象経費

本事業に必要不可欠と認められる経費

なお、間接経費 (一般管理費：人件費・通信費・会議費・印刷費・図書購入費・消耗品費等) は助成額の30%を限度に算入を認めます。

ただし、事務所費用 (事務所の家賃、光熱水費等)、備品 (助成額の20%を超える部分)、飲食費等は除きます。

※上記の経費の執行状況については、実績報告に際し、領収書等の支出証拠書類により確認を行います。

申請方法

- ① 申請書は、ひょうごボランティアプラザのホームページよりダウンロードしてください。
<ホームページアドレス <http://www.hyogo-vplaza.jp/>>
- ② 申請書は、ひょうごボランティアプラザに郵送または持参してください。

事業報告会等

本年度の事業方針等を説明しますので、説明会はできるだけ参加願います。
また、採択団体は事業報告会等により事業の成果を公表していただきます。

情報公開

助成事業の実施状況については、団体のホームページ等の中で公開していただきます。
また、実績報告書の一部 (団体名、代表者名、事業名、収支決算書、事業実施実績一覧表、活動の成果等) が、ひょうごボランティアプラザのホームページで公開されます。

【お問い合わせ・相談窓口】



ひょうごボランティアプラザ
(兵庫県社会福祉協議会)

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

(月曜から金曜 9:00~17:00)

